

金融を巡るひとつの試論—金融実務と検査に着目して—

Key Words: 資金仲介機能 外部監査証明 内部監査 サブプライム・ローン
自己責任原理

原 田 輝 彦

1 はじめに

金融は実体経済を支える重要な役割を担っている。実体経済の領域では製造業、非製造業等、その他の業態を問わず、事業活動に必要な資金仲介機能を担うメイン・プレイヤーである銀行・証券会社が資金需要者（社）に資金循環機能/Cash Flow循環を金利、手数料等一定の対価徴求と引換で提供することにより、実体経済が成り立つことが広く知られている。金融機関は、今日では公共財としての機能¹⁾を適時・的確に発揮するためには、当該業務運営が<金融経済の専門家>として社会から明示的にも黙示的にも期待されている専門機能に裏打ちされた仕事が行われることが過去にも増して求められている²⁾。ここで大上段から、金融機関

1) 経済学は、消費活動を巡る非競合性と非排除性という2つの性質を有する財や役務(=サービス)を公共財と呼んでいる。非競合性とは例として公園・河川敷等公共の場で開催される花火大会等は、別に入場券購入等眺望する権利を購入しなくても花火を見ることは可能であることを呼ぶ。更に、非排除性とは番組にスポンサーが付き、広告収入を得て番組を放映する民間放送(日本では受信料を視聴者が支払う義務がある特殊法人のNHKが放映する放送形態も併存しているが、ここではこれ以上説明を行わない)等のように、ある特定個人・特定団体等が当該役務(サービス)を消費したとしても、これらの第三者が消費する量が減少することがないものもある。これに対して、排除性とはプロ野球・プロサッカー、大相撲等興行現場では試合観覧・観戦には予め入場券購入が必要であり、観覧・観戦が許されるために市場で取引される財や役務(=サービス)が具体例として挙げられることは容易に理解されるであろう。

非競合性と非排除性という両方の特質を有する典型的公共財としては、国防(=外国軍隊から受ける可能性がある侵略を予防、乃至実力排除する使命を有することは、言うまでもない)・警察・消防等の国民・県民(府民・道民・都民)・市民等が安全、安心して平穏な市民生活継続を保障する職能を有する公共的機能を例示することができる。

2) 広い意味での消費活動を想定するとき、これら非競合性と非排除性とを同時に有する公共財を利用する経済主体の中には事柄の性質上、当該広義の財・役務(サービス)生産コストを負担することなく、恩恵だけを享受しようとする利用者(経済学ではこれをFree Rider/フリーライダーという)が自然に発生する。需要と供給が均衡することで、ある財の取引価格と数量の双方が自動的に決定される市場経済System≒資本主義体制では利他性だけが先行し、利己的関心が等閑視され勝ちであることから、市場Mechanismに委ねていれば、各種の公共財はその供給量がともすれば過少になることが良く知られている(例えば、119/

に対して当然の要請を述べたものの、固より筆者に大風呂敷を広げる意図はない。管見ではこの要請を実効あらしめた事例のひとつとして、筆者はこれまでに金融機関－就中、政府金融機関である日本政策投資銀行（1947年復興金融金庫→1951年日本開発銀行→1999年北海道東北開発公庫を統合して現在に至る）－が1950年代前半～2021年まで民間実体経済に対する資金供給＝金融経済を担う大きな働き手であったことを自著の中で詳論した〔原田2021〕。日本政策投資銀行は、政府による投融资活動（＝財政投融资制度）を通じて実体経済に大きく寄与してきたことは公知の事実である。

そこで、本稿では視点を金融機関投融资行動それ自体から、資金循環機能/Cash Flow循環を規律するためには①如何なる規準が必要なのか。②当該規準は如何なる経緯を経て確立されたのか。③実体経済と金融経済は、言うならば相互に“合わせ鏡”の関係にあって、事後的視点から戦後日本経済史を概観すると、前者が正しく機能する際には、後者も正しく機能すると推定される粗々の仮説を得ている。すなわち、〔原田2021〕の中で述べたように日本政策投資銀行が第二次世界大戦後、＜金融経済の専門家＞として、それぞれの時代・時代にマクロ経済の観点から希求された各種課題に即した政策金融による実体経済への貢献が確かに認められる事実であり、筆者自身は標記①&②に思いを致しながら、その一方で市中銀行取引を巡る規制が辿ってきた道筋に注目した実証研究が必要ではないか、と考えるに至った。

ㄨ 番に電話してタクシー代わりに救急車を利用する不屈者等)。すなわち、公共財とはその名称が示す通り、市場取引により“神の見えざる手-Invisible hand-”によって取引量と取引価格が自動的に決定される私的取引により供給されるのではなく、公共セクターである政府（中央政府・地方政府、広域事務組合等も含む）が当該役務（サービス）を直接提供する方が適切である。

この文脈の延長線上に位置付けられるものとして、民間銀行は当然のこととして日本政策投資銀行等公的金融機関に分類される金融業を規律する本稿で論じている金融庁等に代表される政府組織から様々な分野・領域にまで及ぶ公の関与がなされていることに留意すべきである。この本質を換言すると、特に預金者によって供与されている資金を基礎にして（株式会社である以上、勿論株主による出資金もビジネス活動原資となっていることは自明である）経営されている対価を得て顧客に対する各種の金融サービスそれ自体は、本来の意味に於ける公共財ではない。しかしながら、当該各種金融サービスは確かに＜公共財＞ではないものの、その一方で高度に発達した貨幣経済を確実・安全、かつ正確に廻して行く上で国民経済上も、極めて重要な機能を果たしており、信用機構そのものである以上、政府による監督が必須であることは、多言を要しない。

2021年に何度も繰り返して、ATM/Automatic Teller Maschine：現金自動預払機でシステム障害を立て続けに起こしたみずほ銀行に対して主務監督官庁である金融庁が、みずほFinancial Group全体に及ぶ銀行検査結果を踏まえた行政処分がなされたことに加えて、経営責任を取り、Financial Group複数経営者が退任を余儀なくされた。このことは、預金出納事務・為替取引事務等銀行が果たすべき重要な社会的役割のひとつである受信業務を正常かつ迅速に完遂できなかったことを示している。標記＜金融System＞が社会から寄せられている信用・信頼＞こそが銀行業務運営の根本であることを考えれば、誠に遺憾な出来事である。

2021年12月15日閲覧

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210615/k10013085671000.html?utm_int=news-new_contents_list-items_038

また、〔原田2021〕で明らかになった分析では、政府（今日では1998年創設された金融監督庁を経て金融庁。1998年以前は大蔵省銀行局）・日本銀行、経済企画庁（今日では内閣府）等の主務官庁、中央銀行が金融経済を銀行法、金融証券取引法等の所謂“業法”を頂点とする法律、政令、内規（今日では影が薄くなった）に基づく事前行政指導よりも、事後に『金融検査マニュアル』等に違反しないことを検査するアメリカ型事後確認を主体とする金融監督行政移行が明らかになった。

2 健全な銀行ビジネス回帰とその背景にあるもの

<健全な銀行ビジネスが行われるべき社会System>が現実に機能するためには、管見に拠る限り、銀行監督制度が他ならぬ“監督されるべき銀行”が眼前で展開される景気変動に伴う不動産価格、或いは株式・債券等金融証券価格高騰に幻惑された実体験が参考になる。すなわち、日本では遅くとも1990年代初めには崩壊していたバブル経済期、目先の利潤追求原理に突き動かされて、巨視的分析視座から見れば、実体経済そのものである企業を顧客に指定して展開する営業活動に対してガバナンスを効かせ、鼻息荒く投機的経済取引に狂奔する顧客としての投融資先にブレーキを掛けなかった事例が多数記録に残されている。筆者も1世代・約30年前には、投融資現場で仕事をしていた往事を述懐して、組織としての銀行が本来は“カネのプロフェッショナル”であるべき金融機関が社会から負託された「公正なビジネス取引を推進する公共財」としての役割を結果として自ら放棄した時期があったのではないかと内心忸怩たる思いがしない訳ではない。

もしそうであるとしたら、金融機関が1990年代末～2000年代初頭にかけて①資本系列を超えた統廃合（メガバンク3行誕生等）、②政府・日本銀行等の金融当局者が一体となって実行した不良債権処理等を通じて、日本の金融危機が収束した（その過程では貸し渋り、貸し剥がし等債務者を苦しめ、その理不尽と犠牲の上に債権者たる銀行が財政状態を劇的に改善させたことを記憶すべきであろう）。その結果として銀行ビジネスが一般論としては21世紀初頭以来、この20年程度の間は、前世紀末に経験した阿鼻叫喚の金融的混乱が再び現れていない現実を可能とした原因は何だろうか？

それは監督官庁たる金融庁による銀行検査と併せ、中央銀行たる日本銀行による考査を受けることにより、金融機関から投融資を受けている企業・顧客、その民間原資を提供している預金者等から構成される一般国民公衆が、金融当局による監視結果を「法律による厳格な規準に基づいて、この銀行のビジネスは公明正大に行われている」という外部監査証明と共に、金融機関それ自身も内部監査基準に従って、ガバナンスを効かせた結果として社会的信頼を勝ち得た結果ではないかと、筆者は考えている。

3 問題の整理

2008年9月、リーマン・ショックの勃発から早くも13年が経った。「100年に1度の金融危機」と喧伝された米国発国際金融危機は、瞬く間に大西洋を越えて欧州へ。そして程無く、太平洋を渡って日本を含むアジアへと、金融経済⇔実体経済が相互に関係し合うグローバル経済³⁾

3) グローバル経済については、原田[2017][2019]等を参照されたい。グローバル化を金融経済面から補足するものとして、筆者が開銀(現・日本政策投資銀行)時代に初代格付審査課長を務めた日本格付研究所(1991年～1993年：人事部所属調査役)で手掛けた実務経験を基に、従前の護送船団方式→現在の市場金融機能を重視した金融経済機能導入の転機となった大規模事業会社をターゲットとする債券格付制度について、以下に概説する。

直接金融の場で、政府・地方自治体、金融機関・事業会社等が資本市場から資金調達する場合。あるいは資産運用の場で、国債・地方債、社債、外債等を対象に債券投資を行う場合。個々の債券それ自体、あるいは発行体財務信用力について第三者が十分な審査を行うことは、様々な金融商品が既発・新発を問わず広範に取引されている今日の経済情勢を考える時、重要であることに異論を唱える人々はいないであろう。ここで言う「債券」それ自体、あるいは「(債券)発行体が有する信用力」は、債券元利金支払いの確実性を意味する。すなわち、債券格付とは発行体(=国・地方公共団体・企業・国際機関等)が発行する個々の債券乃至発行体について、第三者評価機関である格付機関が新規起債時点or流通市場(Secondary Market)に於いて、Prospectus/発行目論見書通りに、元本及び利子が支払われる確実性の程度を一覧性がある一定の符号(例えば、最上級格付記号であるAAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-, BBB+, BBB, BBB-)。ここまです投資適格とされる。これ未滿を投資不適格/所謂“ジャンク・ボンド/屑債券”と言われる)として、格付機関独自の意見として公表する仕組である。債券格付発祥の地であるアメリカでは、1929年秋、“暗黒の木曜日”に端を発した大恐慌時以降に、S&P/Standard & Poor's社、Moody's社等が投資適格債券と格付した債券default risk/債務不履行リスクが統計的にも標記“ジャンク・ボンド/屑債券”と比較して低かったこと等が市場に評価され、今日では債券格付結果が当該発行体財務信用力を左右する力を持つまでになっている。格付情報の一般的見方は、以下の通りである。

- ・発行体との間で利害関係が無い第三者である格付機関が評価する
- 格付機関により、評価内容あるいは評価を明示する格付符号は異なる
- 評価ポイント(収益力・企業規模、資産価値、財務体質、契約条項その他)
- ・格付は、個別債券と共に発行体格付についても実施される
- 同一発行体債券であっても、異なる格付を付与する場合がある
- ・格付は、時間経過と共に見直される
- 発行体(財務)信用力は、マクロ経済動向の変化と共に、事業環境が時々刻々変化する。
- ・格付は、発行体資金調達・運用に代表されるファイナンスに大きな影響を及ぼす
- 高格付であれば債券発行利回り(=コスト)は低く、低格付であれば利回り(=コスト)が高くなる

日本では1984年、日米構造問題協議の成果として、敗戦後長らく続いてきた銀行中心の間接金融方式を信用力が中小・零細企業等と比較すれば格段に高い大企業に対して、直接金融の道を広げる手段の1つとして格付会社3社が政府の肝煎で同時期に創設された。本脚注冒頭で述べた通り、債券投資に於いて、発行体信用力判断のメルクマールとして、格付機関(=格付会社)公表情報等が重要情報の1つになっている。現在、指定格付会社は、以下5社が挙げられる。

海外系格付会社

- Moody's (ムーディーズ・インベスターズ・サービス)
- S&P (S&Pグローバル・レーティング)
- Fitch (フィッチ・レーティングス)

の下で、全世界に亘る深刻な悪影響を齎した⁴⁾。リーマン・ショックそれ自体を説明すると、脚注4. で示すように2006年に至ると、サブプライム・ローンを組み込んだ証券化商品価格が低下し始め、本稿全体を通じて詳述する従来の金融規制方式によっては、必ずしも管理し切れない新しい金融商品に潜む商品設計上の不備—default Risk = 債務不履行に至る危険な確率論的可能性を「金融工学」という数学・統計学を高度に駆使した個々のOriginal (原) 金融商品 vehicleを組み合わせて組成される集合商品がコンピュータの高度な発達とも相俟って新たな金融商品として開発されたことが大きな原因になったことが指摘されている⁵⁾。

すなわち、現実に展開される金融経済活動の中で、社会全体が許容可能なdefault Riskの閾値を超えてしまった。つまり、証券化されたサブプライム・ローンは、“高度な金融工学手法を駆使して組成した流動化された高金利返済金利・元本を組み込んだく期待貸付債権の集合体”が原市場であるアメリカのマクロ経済環境悪化を主な原因とする延滞・破産等累積債務不履行金額が増嵩した結果、米国内外に存在する債券格付機関⁶⁾による高い信用格付が付与されていたにも拘わらず、不良債権化したことに問題の本質がある。

「仕組み債」と呼ばれる高利回りを謳ったこれら金融商品は、既存他の金融商品等とも組み

国内系格付会社

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> - 格付投資情報センター (R&I) - 日本格付研究所 (JCR) |
|---|

格付は、①発行体が格付機関に対して有償で格付を依頼して取得する場合と、②格付機関独自の判断に基づいて無償で格付を行う (所謂“勝手格付”) の2種類があり、償還期間に注目して (i) 長期債・(ii) 短期債、(iii) CP/Commercial Paper (コマーシャル・ペーパー企業が事業遂行上、必要な資金調達目的で発行する短期 (主体は30日以内) 無担保約束手形を指す) を対象に実施される。CPは企業が直接金融による金融市場経由の資金調達という点で社債と同一機能を持つ、という理解に基づく。金融証券取引法等法律上は、コマーシャル・ペーパー発行体開示としては、短期社債、コマーシャル・ペーパー等の名称で負債a/c勘定に計上される。コマーシャル・ペーパー取得者開示としては、約束手形ではあるものの、有価証券として資産a/c勘定に計上する (金融商品取引法第2条第1項第15号に定める有価証券)。

4) アメリカの景気循環拡大過程で、非正規雇用者等の低所得者層を対象とする信用供与 (=ここでは銀行借入金元利返済能力) がサブプライム・ローンと呼ばれる住宅ローンを主体とする国内金融市場で大きな占有率を示していた。サブプライムとは“sub prime”と「劣後」を意味するアメリカの金融用語で“Prime”が「最良」「優良」を意味する信用供与に値しない元利返済能力しか有さない債務者に対しても銀行が多額貸付を可能とする金融商品であった。20世紀末～21世紀初頭にかけて急速に発展したWindowsをOSとする情報分散処理等に象徴されるコンピュータSystem、関連技術が高度に発達したことを背景に金融工学が金融実務領域に於いても数学的手法を用いて従来分離不可能であった信用リスクをCoreとMezzanineに分割して、これらサブプライム住宅ローン債権を証券化することが広く行われるに至った。こうして、専ら日本で言うところの証券会社に近い投資銀行によってジャンク (屑) 債権/Junk Bond債権 (=高い債務不履行確率を抱えるリスク債権) と、その反対に債務不履行確率が低い正常債権を数学的に組み合わせて組成された <高利回り金融商品> がアメリカ国内は固より世界中の金融機関、投資家等を買手として巨額かつ様々な金融Schemeに仕立て上げられ販売された。

5) 本山美彦『金融権力—グローバル経済とリスク・ビジネス』岩波書店 2008年 pp.16-27

6) 脚注3

合わされて世界中に広く販売されていたこともあって、2008年秋顕在化したリーマン・ショックの前年にあたる2007年夏頃から、アメリカ全土ベースで暴落し始めていた住宅価格変動（サブプライム住宅ローン危機）の結果として、これらサブプライム・ローン関連債権が組み込まれた金融商品の信用力を「保証」して組み込まれていた商品自体が投資不適格となり、内外の金融市場では投げ売りが相次いだ。この流れの中、従来は高い信用力を有していたAIG、ファニーメイを始め、フレディマック等までもが国有化されるという異常事態に発展した。そこに大規模世界同時株安が度重なった。こうして、世界中の金融機関全体に信用収縮が連鎖した。このように、サブプライム・ローンは、クレジット・デフォルト・スワップ⁷⁾と共に、世界金融危機（2008年-2010年）の原因となった。こうした各種金融商品価格の暴落は市場参加者であった世界全体に展開する銀行・証券等たる金融機関は言うに及ばず、生命保険・損害保険等の機関投資家、更には身の丈を超えて信用取引にまで手を広げた零細個人投資家等にも大きな損失を与えた。この動きはなかなか収束せず、遂には財務リスク管理能力を上回る巨額損失を計上した結果、アメリカで長年の歴史を有し、業界全体に強い影響力を行使してきた巨大投資銀行の1社であるリーマン・ブラザーズ社⁸⁾倒産にも繋がった。これは、前頁で触れた劣後債権に潜在的に存在するdefault Risk/債務不履行リスクが商品の設計上からは、令名を馳せる金融工学の名に違ふことなく、如何に精緻な分散が行われていたとしても、アメリカ一国だけではなく（GDPアメリカが世界第1位。“Golden Sixties” / 「黄金の1960年代」と言われた往事絶頂期の勢いに比較するならば衰えたとは申せ、21世紀20年代現時点では引き続き超絶した経済力を持っているSuper Powerを持った国家である）、グローバリゼーションが深化した今日、世界中が貿易・海外直接投資等あらゆる経済活動を通じて金融経済のみならず、実体経済の面からも一体化している中で、資金決済等に伴う国際金融面でも密接不可分に繋がっている現実>を改めて想起させる事件であった。

すなわち、銀行を主体とする金融機関が信用力（＝借入返済能力）に懸念が残る低所得者層に住宅購入機会を提供すること自体は、資金需要と資金供給という金融ビジネスが相互にマッチングして展開されることなのであるから、当該貸金それ自体には問題がある訳ではない。しかしながら、その論理が<事業として安定的に営まれる>ためには、借主＝債務者が将来に巨

7) クレジット・デフォルト・スワップは、「CDS」とも呼ばれ、信用リスクそのものを売買する金融派生商品（デリバティブ）全体に通底する概念である。CDSそれ自体は、クレジット・デリバティブの一種であって、社債・国債、貸付債権等に内包される各種信用リスクに対して、保険の役割を果たすデリバティブ契約のことを指す。筆者は金融工学実務それ自体に関しては、専門領域外である。これ以上の内容については、斯界の専門研究者諸賢から教えを請いたい。

<https://www.investopedia.com/terms/c/creditdefaultswap.asp>

2021年11月25日 閲覧

8) リーマン・ブラザーズの概要と終焉については、2021年11月27日 閲覧

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%9E%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%83%96%E3%83%A9%E3%82%B6%E3%83%BC%E3%82%BA>

って稼得するであろう現金収入総額に償還財源を元利合計が求められる以上、当該償還財源範囲内に留まる資金供与に留まらなければならないことは自明であり、冷静に計算してみれば誰でも気付くことである。

ところが、サブプライム・ローンは第1級の信用力（＝金融債務償還能力の観点から分類すれば最上等のor最良の返済能力を有する高額所得者）を有する社会的階層に属する債務者ではなく、彼ら・彼女らと比較すると、第2級の信用力しか持ち合わせない文字本来の意味である“Sub prime”/劣後した（金融上の）信用力＝将来を含めた償還財源しか予想できない社会的階層に属する債務者に対して融資された。しかもこの融資は、貸付実行時点ではアメリカの景気循環過程で生じていた<住宅等不動産バブルが長く続く、という有り得ない前提>に基づく金融商品設計が広範なマスマーケットとしては、低所得者階層アメリカ人を対象とする建付けとなっていたところに大きな問題があった。この金融商品は、多重債務に容易に陥りがちな①低所得者では到底返済が不可能と予想される巨額元本に加えて、②変動金利（＝貸付実行直後は低金利ではあるものの、一定期間経過後には高金利となる）が適用されるため、元利合計を均等償還する資金供与が為されており、返済し続けても元本返済割合に充当される割合が低いため、支払っても支払っても金融債務が殆ど減少せず、それどころか元本損害金だけではなく、利息損害金まで複利で膨れ上がる詐欺的金融商品である事例が事後的に明らかになるなど社会的にも大問題に膨れ上がった。債権者たる銀行を代表とする金融機関が金融ビジネスのプロフェッショナルとして、金融の本質を殆ど理解していない債務者を単なる金融商品購入者として、本来であれば彼我の間に歴然と存在する情報格差を説明することなく、恣に単なるビジネス顧客として抱え込む本質が巧みに糊塗されていた⁹⁾。

このような金融商品は、何もアメリカだけで開発されていた訳ではなく、バブル期（概ね1986年～1990年）日本で販売された変動金利住宅ローンにも散見された。商品開発部署が想定していた返済スキームとしては、①貸付実行後、当初の数期間は元利合計返済額が僅少であるため、一般に個人の買い物としては最大の住宅取得という高額物件購入を希望する債務者が手許資金と将来稼得するであろう（但し、失業・大病等長期返済期間の裡には、予期せざるリスクが存在していることに注意）予想所得合計金額を借手が楽観的に考えることで、債務者にはサブプライム・ローンは見掛け上の好評を博すること。また、②（①の商品設計は）現実としては元本優先返済と比較すれば、元利均等返済を取ることが通例で銀行等、債権者にとっては有利である返済方法が取られることで残債減少速度が緩やかであり、銀行の受取予想収益も、（i）支払利息＝貸金残高×@適用金利で計算されることから、上昇金利適用後受取金利総額が上昇すること。これに、（ii）分割返済元金合算後の徴求可能元利合計キャッシュ・フロー

9) 貸付実行後、当初数年間については、適用金利がたとえ低所得しか現実には稼得できない状態であっても、分割償還可能な金額に留まる低金利に抑えられていたものの、ある一定年数経過後は適用金利が急上昇する条件で金銭消費貸借契約証書が作成されていた。→変動金利住宅ローン契約

の増加が銀行にとっては望ましい、とする商品内容を有するものであった。

一方、借手=債務者にとっても、長く続く不動産バブルの結果として担保物件として銀行に提供している持家市場価格は「当然、上昇している筈(!?)」なので、上昇金利適用後の元利償還は担保物件である残債付持家を売却することで残債は繰上弁済される。更に、前回融資額を上回る現金が手許に残る。言うならば「捕らぬ狸の皮算用」擬きの根拠が全く認められない希望的観測に基づいた単なる数字合わせでしかない<机上の資金計画>を立てることが社会的に流行するようになった。確かに債務者側の現金が辛うじて回っている間であれば、このような希望的観測に満ち満ちた根拠脆弱で杜撰極まりない<実体がない予想手許現金の存在>と共に、サブプライム・ローン借り換えすることで、たとえ債務者が低所得者状態のままであっても、引き続き新たな持家を手に入れることが机上計算上では可能となる。このような錬金術としか言いようがない財産形成が可能になる論拠は、「担保となる資産は、債権者(=担保権者)である銀行等に対する要返済債務元利合計金額を上回る債権回収上、十分な処分価格が常時維持され続けている」という現実には有り得ない楽観的思惑が<マクロ景気循環と共に金利も不動産価格も平行に変動する>経済予想を見誤っていたことになる。後講釈になることを恐れるが、アメリカだけでなく、バブル期日本にも、こうした経済現実を見誤った身の丈に合わない金融行動を、借手も貸手もその双方が雪崩をうって行う陶醉感に包まれた異様な状態¹⁰⁾が観察された。

銀行に代表される金融機関本来の与信原則は(i)借手の返済能力を計数に基づく審査を行う。

10) バブル経済真っ最中の日本。東京周辺不動産価格暴騰1つの事例として、マスコミにより当時喧伝された東京湾岸不動産案件について記す。アメリカ西海岸・カリフォルニア州に所在する高級住宅地・Beverly Hills/ビバリーヒルズに肖ったものと推測される“千葉リーヒルズ”という愚にも付かない宣伝文句を謳った高級分譲不動産プロジェクトが大手不動産会社により手掛けられた。千葉市の南東部に位置して東京都心部～分譲現地間には50km以上の距離があり、分譲当時はJR京葉線も終点・東京まで未開通であったことから、都心通勤者にとって不便極まりない住宅地がこれである。この地区で1989年分譲開始された“ワンハンドレッド・ヒル”は@1戸単位の分譲価格が5億円～15億円に達する異常に高い価格で販売された。この値段であれば、当時の平均的なサラリーマン年取では生涯賃金を遥かに凌駕する水準に達していた。冷静に考えれば、事業所得者ではない給与所得者が(i)不動産価格の暴騰継続→②上物居住物件は経年劣化し、売買価格は低下するにしても、底地は更に高騰するので、本文「担保物件である残債付持家を売却することで残債は繰上弁済され、前回融資額を上回る現金が手許に残る」。あり得ない資金計画を基に購入した現実、悲惨である。このような環境下、分譲活動は継続されたものの、バブル崩壊後は土地分譲のみに留まった。肝腎の分譲価格についても、最盛期価格比半額程度にまで低下したものの、それにも拘わらず残り物件が多数存在した。爾後、30余年を経て、今日では話題に上ることも絶えて久しいが、“バブル経済負の遺産”のSymbolの1つとして取り上げられる。バブル経済最盛期には、この種案件が日本国中津々浦々。所謂“リゾート地”を含んで、投資採算計算上、返済不可能であり、銀行をはじめとする金融機関が絶対に取り上げるべきではない、とバブル崩壊後には容易に結論を出せる不良案件が山積していた。

https://en.wikipedia.org/wiki/Beverly_Hills,_California

Beverly Hillsについては 2021年12月10日 閲覧

(ii) 当該案件取上可否について、計数に裏打ちされた暫定的試案を得る。(iii) 現地・現物実査を行い、更に当該案件に関わる取引関係者(社)、監督・許認可官庁、業界団体、必要があれば、他取引銀行を含む金融機関間からも適時的確なヒアリングを行う等、融資可否に関する心証形成に努める。すなわち、借手=債務者(社)の現金ベース返済能力が厳密に審査される¹¹⁾。

マイクロ経済ベースで審査される個別新規資金提供、あるいは借換資金融資等、金融機関与信取引実行にあたって必ず徴求される担保・保証等に代表される債権保全行為は、マイクロ経済レベルでは与信時点に於いては予想されなかったとしても、(i) 借手=債務者(社)側事業環境変化、更には(ii) マクロ経済ベースでは国家規模での経済状況変化¹²⁾等による不測事態に予め備えるために設定されるものである。債権保全はこれら担保価値下落時に、与信先から確実に元利合計(債務者信用状況悪化による元本損害金・利息損害金等も確実に回収される)徴求を目的とする已むを得ない所作である。銀行業は慈善事業ではない。貸したカネは1円残らず全額回収する。これが金融プロフェッショナルに課された鉄則である¹³⁾。

4 銀行員の視点

このように債権保全は、金融機関本来の社会的役割である与信業務を十分に機能させる上で必須となる業務のひとつである。究極的には債務者である取引先倒産(破産)、倒産にまでは至らないとしても、取引先業況悪化に伴う結果として、債権者の立場からは販売代金焦げ付き

11) それぞれの銀行は、独自に発展させてきた審査手法を有している。貸金原資を主として構成する①受信業務(預金受入)は、民間金融機関にとって本文で概説した②与信業務と共に、③為替業務(内国為替・外国為替)からなる主要業務と同じ位置付けを有している。日本政策投資銀行は政府金融機関であることから、民間金融機関とは異なり、預金業務を行っていない。債券発行、市中銀行借入、財政投融资等から投融资原資を調達しており、為替業務も行っていない代わりに営業現場では専ら与信業務に特化しているところから、独自に切磋琢磨してきた高度な審査手法を縦横無尽に駆使した審査能力が中立的な立場と併せて、その情報生産機能と共に銀行の特徴となっている。

12) 近いところでは2020年2月、中国・武漢で突如発生した新型コロナウイルスに起因するpandemicが1年以上が経過した今日になっても一向に収束する兆しが見えない状況が挙げられる。歴史を遡ると、1995年1月、阪神淡路大震災、1997年~1998年にかけての日本全国ベース金融収縮に伴う経済恐慌、2008年9月~2009年にかけてのリーマン・ショックに起因する“百年に一度の経済危機”と喧伝された日本経済の劇的低下。2011年3月、東日本大震災等を挙げることができる。

13) 筆者は開銀行時、新人研修で「銀行と質屋の違いは何か」という講話を聞いた。これは一見すると、如何にも突飛な話柄であったものの、この講話を下敷きにして経済学・経営学の立場を駆使して理論的・実践的に教育された。後年、営業・審査等の与信部署で実際に担当者あるいは役席の立場から、個別案件を任された際に、銀行は将来のCash Flowを科学的に計算する。これに対して、質屋は質物の現在価値=Cash Flowを処分価格(=換価価値)に限定している。質屋は経験に基づき、大まかに決めることを経験した。バブル経済時、銀行が明確な理論根拠無しに、安易に路線価・近隣同種不動産売買取引事例等を根拠として、これら質屋の視点に基づいた与信判断を行っていたことは、慙愧に堪えない。

(=回収不能)・貸倒等取引当初時点では予想できなかった事態が発生した場合、債権回収を行う必要がある。従って、当該事態に備えて、事前対応を講じておくことが、特に銀行等金融機関には必須所作となっている。つまり、与信管理は事前に危機回避を図ることが重要であり、債権保全は危機発生時対応だけがすべてではない。以下担保権設定は当然のこととして、遅延損害金事前約定、若しくは債権法に基づく弱い請求権より強力な物権的請求権を有する債権を手形に化体させる(自動車等高額商品売買代金決済で用いられる(月賦)販売手形)対応もこれに該当する。最重要ポイントは、そもそも個別取引開始前に行う科学的与信調査=(財務)審査と共に、取引開始後は弁済終了まで債務者に対する経営状況定期モニタリングを、財務諸表等文書だけではなく現地実査、経営者ヒアリング等肌理細かく与信管理に努めることが肝要である。すなわち、債権回収には多大の労力と共に無駄な時間を要することに鑑みて、厳格な与信管理が必要不可欠であることを肝に命じるべきである。このような文脈で、確実な債権回収のために欠かせない「債権保全」について要点を概説する。

4-1 債権保全の定義

債権保全とは、確実に債権回収を行うことを目的として行われる各種の施策を意味している。例として、売掛金(=売掛債権)未入金となった場合、債権者は債務者が所有する財産に対して強制執行することで、当該債権を現金化することが可能となる。しかしながら、当該目的実現のためには、裁判所で確定判決等を得た上で、債務名義取得が前提条件となる。

債務名義とは、当該債権現金化に必要不可欠である「債権の存在、及びその範囲を証明する公文書」である。本来、債務名義は事前に取得しておくことが望ましいところであるものの、通常の場合、与信時点では信用状態に懸念がないので、現金引換によることなく、信用貸することが実態である。従って、未取得の場合には、初めから手続を行う必要があり、強制執行できるまで長時間を要することが通常となる。この結果、手間暇を掛けて肝腎の債務名義が取得できて漸く強制執行可能となった時点で、事実として債務者が所有する一般財産を処分済みであった場合¹⁴⁾、回収不能となる事態が容易に予想される。このため、銀行取引約定書、あるいは銀行が債務者の間で個別に締結する金銭消費貸借契約証書(初めから担保権付の場合、例えば「工場財団抵当金銭消費貸借契約証書」「不動産抵当金銭消費貸借契約証書」等)の中で、債権者は債権保全手続として、①物的担保権設定、②保証(法人保証・個人保証等)契約締結等の他、担保権行使、仮差押・仮処分等債務者(第三者担保提供の場合には当該担保物件差入者を含む)との間で、事前に特定財産を換価処分=競売することを事前約定する方法が通常の金融慣行とされている。

14) 詐害行為取消権(民法423条)に基づく抗弁により、第三者宛に流出した現金を本来の債権者が取り戻すとしても、恥も外聞もなくなった原債務者が同種所作を二重三重に行うケースが高い確率で予想される。こうなれば、本文で記述した通り、債権者の権利行使(=債権回収)は事実上不可能になる。

4-2 債権保全、並びに債権回収の具体的方法（一般論）

取引先倒産危機に伴い、債権保全を行う場合は、以下の通りである。取引先から期日内に売上入金がなかった場合、債権保全が必要となることは言うまでもない。この場合、取引先に協力する姿勢があれば、(i) 事前に物的担保権を設定しておく（担保留保も含む）、換金手続を経由することで現金化して債権弁済に充当する。あるいは(ii) 代表者等に対して（連帯）個人保証履行を求める等、人的担保権を取得しておいた上で、いざという時には債権回収を行うことになる。

担保というと、工場財団抵当、乃至は不動産抵当等物的担保の印象が強い向きが多いものの、取引先が事業活動を継続して行く過程で自ずから流動資産に計上される売上債権、開設している入金管理に用いる金融機関の銀行預金口座等に流れ込むCash flowと共に、製品・商品等からなる在庫品等所有する動産類についても譲渡担保等の形態で占有権を抑えておけば、競売手続を経由することを通じて債権回収が行われる。一方で、取引先からの協力が得られない場合には、以下の方法も検討することになる。なお、裁判所が関与して実行される仮差押手続が行われると、債務者も債権者が本気で債権回収に入ったことを認知するので、その時点を契機にして取引先が任意弁済に応じる場合もあり、債権保全上、実質的には有効手段となる可能性がある。

a. 商品回収：既納品済自社商品を取引先から回収する。但し、商品回収に予め取引先承諾を得る条件が必須である。動産は、占有改定により「占有者が所有権を推定される対抗要件」を具備しているため、債権者の一方的都合で取引先に出向き、当該商品を回収した場合、窃盗罪が成立する危険がある。

b. 相殺：債権者・債務者相互間で継続的に仕入関係がある場合、取引先→自社債権と、自社→取引先債権相殺による相手先からの債権回収と同様の経済効果が得られる。相殺適状¹⁵⁾にあることが適用条件になる。

c. 代理受領・代物弁済：取引先に代わり、取引先が第三者から受ける支払現金を自社が受ける代理受領。取引先所有在庫商品を取引先→自社債務の代わりに、自社宛所有権移転させることにより清算することが代物弁済である。

d. 仮差押：債務者が所有する財産に対する現債務者処分権制限を言う。強制執行前提を構成する差押を申し立てた場合、判決が出るまでには相当時間がかかることが通例である。この場合、取引先財産が処分され、換価空振りの蓋然性がある。仮差押により防御可能となる。

標記で述べてきた事柄は、延滞等銀行取引約定書は固より、貸金取引の原因となる個別金銭消費貸借契約証書と共に、抵当権設定契約証書等担保権設定が容易に証明される一連権利証書

15) a. 債権者・債務者間に同種債権が相対立して存在すること、b. 片方の債務が履行期限を迎えており、弁済期にあること（但し、被相殺債権については弁済期到来は不要である）、c. 受動債務・自動債務が法律上、相殺可能な性質であること。

に予め明確に記載されている。延滞、私的整理・法的整理等債務者自身の都合で当初約定弁済が困難になれば、債権者内部の債務者区分上も正常先→要注意先→破綻懸念先→破綻先と当該債権が劣化すると共に、事後的には金融庁検査・日銀考査、更に債権償却時点で1件毎に税務当局による厳密な調査が行われる貸金実行・資金交付後の債権管理手続の一環であることを知るべきである。なお、俗な言葉で言えば“取立の厳しさ”は、金融機関種別（メガ・バンク、信託銀行、地方銀行、第二地銀、信用金庫・信用組合、街金等）毎に差異があることにも留意すべきであろう。“高利貸しが病人の寝ている煎餅蒲団さえも債権回収のカタに強引に持ち去ってしまう”イメージも嘗てはあったものの、このような非人道的・暴力的取立行為は人権感覚が高まった今日に於いては、行為自体が犯罪であり、警察・検察当局が覚知すれば捜査を受けて、悪質性が高いと判断されれば、起訴され、刑事裁判を受ける蓋然性が高い。公判手続を経てもし有罪となれば、金融庁から業務停止・免許剥奪等組織存廃を左右し兼ねない深刻なペナルティを受けることにもなるので、所謂“ヤミキン/闇金”レベル-古典的用語では「トイチ」¹⁶⁾と言われる悪徳・反社会的な暴力金融業者-が公然と表舞台に現れる可能性は低くなった。

5 銀行実務と組織統治

5-1 銀行内部監査実務の理論

金融機関を取り巻く環境変化は、本稿前半部分で詳細に説明してきたように、大蔵省銀行局が主導してきた護送船団行政に基づき、敗戦後～1990年代半ば頃までにかけて精緻に構築されてきた所謂「護送船団」方式が国民経済の隅々にまで亘って、戦後日本の奇跡的経済発展を実現する上で、重要な機能を果たしてきた事実について疑念を差し挟む余地はまずないであろう。しかしながら、敗戦後76年を経過した今日から過ぎ去った過去を振り返るとき、殊にバブル経済期→崩壊期→以降、今日まで長らく続く景気低迷期を齎した実体経済と共に“鏡の裏表の関係”にある金融経済を通底する①日本経済全体に見られる構造変化、規制緩和等のほか、②自由貿易、内外無差別を原則とする各種商取引促進を通して活発化した資本自由化、③海外直接投資の飛躍的拡大発展が原因ともなり、結果ともなって導き出されたグローバル化を前にしては、従前の金融Systemでは必ずしもこれらの変化に対応しきれなくなった、と考えられる。具体的には、a. バブル経済中期～末期にかけて内外の金融界で見られた不祥事¹⁷⁾は固より、b. バブル経済崩壊の結果、発生した膨大な不良債権発生と処理に纏わる後ろ向きの事後処理実施

16) 「十日で一割」の頭文字を取った俗語/スラング。①利息制限法の厳格化、②違法貸付と貸付後に於ける暴力的債権回収については、任意弁済による私人間民事（商事）取引清算を楯に取立側の権利が結果的に有効とされていた不適切行為に対する判例変更等があり、社会一般で今日にあっては表向きかかる犯罪行為は見られなくなった、とされている。

17) 日本国内では①住友銀行、富士銀行等で支店営業成績を上げるため、銀行内規・業法等から逸脱して行われた不適切な融資活動、②興銀が自行金融債販売促進等を契機として始まった金融取引について、➤

は、金融System変化に対応可能な改革を強力に促進する大きな原因となったものと言える。このような一連の事実を背景に、金融機関を検査・監督する基準となる「早期是正措置」が1998年4月、導入された。当該制度を担う新設された金融監督庁(後年、金融庁に組織替え)は、現場の金融検査官に示す実務遂行手引書として『金融検査マニュアル』を初めて策定し¹⁸⁾、金融検査は、①「箸の上げ下げまで事前指導する当局が主導する規制型」から、同マニュアルに基づく「事後検査を受ける個別金融機関が自己完結的にくあるべき姿」を事後検証する自己管理型」に様変わりすると共に、②「資産査定を中心とする検査から、各種リスク¹⁹⁾管理を重視する検査」へと着目すべき事項に変化が見られた。言うならば、a. 市場規律による経営監視と共に、b. 個別金融機関自身による自己責任原理に立脚したアメリカ型金融検査方式に転換が図られた、と言えよう。なお、マニュアルに定められた各点検項目は、金融検査官が実際に担当金融機関のリスク管理体制及び法令遵守態勢評価を行う際に用いられる基準であり、当該基準未達が直ちに受検金融機関に対して、基準達成を法律上義務付けるものではない。マニュアルの適用に際しては、金融機関の規模・特性を十分に踏まえて、苟も機械的・画一的運用に陥らないよう配慮する必要がある。点検項目として記述されている通りに金融機関が行っていない場合であっても、金融機関業務の健全性、及び適切性確保の観点から見て、当該金融機関対応が合理的であり、更に点検項目記載内容満足と同様の効果がある。若しくは当該金融機関規模や特性に見合ったものであれば、不適切とするものではない。このように、金融検査マニュアルは、必ずしも法律的に義務付けられるものではないので、各金融機関は金融検査マニュアルを踏まえた上で、自己責任原則の下で、業務の健全性及び適切性確保の観点から、自社の事業規模・業態に応じた十分に合理的な内部管理体制構築の必要がある。従って、金融機関は自社内部管理体制整備に際して金融検査マニュアル整備の背景、基礎事項等を認識する必要がある。

また、金融検査マニュアルが本来は検査官の手引きである、という性質から①内部管理体制の定義・目的等、②内部管理体制構築上、基本的概念について必ずしも十分ではないところから、関係者は本来あるべき内部統制のあり方とは如何なるものか等十分に理解する必要がある。

監督当局が基準とするマニュアルである以上、当局によって公表された当該マニュアルが監

ゝとても一個人に対しては考えられない規模で巨額貸金取引を行い、刑事事件に発展した一大スキャンダルが、日本国外では④大和銀行New York支店を舞台として一介のトレーダーが長年に亘り行っていた巨額かつ違法な債券・株式取引等を自行検査では見破れず、本人が直に頭取に告白したものの、大蔵省が大和銀行本体から当該事実を報告されておりながらも、意図的にアメリカの銀行監督当局に対する通告を懈怠した結果、アメリカ国内での銀行ビジネス免許を剥奪された事件等々枚挙に暇がない。

18) 同マニュアルは、爾後も金融情勢等の激しい変化に即応して随時に改訂されている。紙幅の関係もあり、詳細は省略する。また、同マニュアルは、当初①預金等受入金融機関(1999年7月)を対象としているものであったものの、②保険会社(2000年6月)、そして③証券会社(2001年6月)が定められた。

19) <https://www.jibunbank.co.jp/column/article/00099/>

督されるべき金融機関が内部組織を用いて実施する所作に於いて、標準となる行動規範のひとつになることは容易に想像されることであり、先行業績²⁰⁾の中でも詳細な分析がなされている。これらを通読する限り、金融機関内部で取られる内部検査/Internal Control or Auditで整備・強化が図られている項目として、主として(i)内部管理体制、(ii)リスク管理体制、(iii)内部統制等が重視されているものである。前述マニュアル執筆の前提となる金融庁の意図は、紋切り型・前例踏襲型・形式重視型等旧態依然たる金融検査では、同じく前述したこの間の大きな金融System変化に即した実効性がある効果を挙げ難いという前提認識に基づけば、金融庁検査・内部検査の両面から、(あ)金融業務健全性の維持・向上、(い)業務運営適切性の維持・向上等を確保すべく、あくまでも自己責任原則を重視した上で、各金融機関が置かれている固有の経営環境、業態・特殊性等に応じた内部検査/Internal Control or Audit体制を整備、充実・強化すべきことは論を俟たない。

5-2 まとめ

筆者が日本開発銀行員(現日本政策投資銀行)として職業キャリアを歩み始めた1979年から43年目の冬を迎えた。思い返せば、筆者は職業人生全体の前半2/3を銀行実務に、後半1/3を研究・教育に費やしたことになる。実務と研究・教育の両面を通底して筆者問題意識の根底には、法学部生時代以来学び続けている①「法とは何か」、②「法と道德の関係はどうか」③「権利とは、義務とは何か」等、専ら基礎法学領域で考究され続けてきた遠大なテーマと共に、④「法律理念と現実経済活動が展開される闘ぎ合いの過程で、各種事案を整合的に規律し得る価値原理or価値体系とは何か」等民商事法学領域で深耕されてきた巨大な思考体系に対する強烈な研究意欲が今もなお燃り続けている。①~③については、偉大な多くの先達方が優れた先行研究業績を堆く積み上げておられ、文字通り汗牛充棟の有り様であり、筆者が考えてきた論攷は九牛の一毛を示しているに過ぎないことを自覚している。筆者が認識するところでは、a. 法体系はどのような条件が満たされている場合に存在しているのか。b. 巨大な法体系全体を作り上げている個別諸法(laws)を“法として”確認可能とする基準とは何か等々を厳密に証明すべき各個論点を探り出すだけで、筆者の貧しい研究能力の全てが消費されてしまう恐怖感に襲われてしまうことを正直に告白しなければならない。しかしながら、筆者が漸くにして辿り着いた理解としては、(あ)法体系は各種法典を物理的に繙いて行くだけで容易に実感できるように、それぞれの法領域毎に編纂されている多くの個別法(a law)に基づいて存在している。(い)個別法は人々の行動、行為(不作為を含む)を強力に規律する「規範としての法」と「規範までには達していないそうではない法」という2種類の法とからなっている。更に前

20) 藤川信夫『コーポレートガバナンスとフィンテックの制度設計の新展開-スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コード、会社法改正ならびに買収防衛策の現代的変容などに伴う新たなガバナンスとプラクティスの課題と展望-』文眞堂 2020年ほか

者には、(i) 義務賦課法、(ii) 権能付与法、(iii) 許可的²¹⁾法がある。前述した「法律理念と現実経済活動が展開される闘ぎ合いの過程で、各種事案を整合的に規律し得る価値原理or価値体系とは何か」等との間で、民商事法学領域で深耕されてきた現実との法体系が相互に関連し合った“(諸法による)複雑な織物”である。広義には、法体系とは「法を新たに創設する制度ではない。既存諸法を現実に応用させる上で妥当と思料される。

本稿で筆者が明らかにしたかったことは、このような一般的規範として法が機能する原理・原則を前提にして論じられる“慣習⇔法”が相互に影響し合う関係性の中で、銀行が本来業務²²⁾たる与信業務を遂行して行く上で、規準となるべき/当為規範として存在する検査規準 = a. 金融庁による銀行検査、b. わが国の中央銀行である日本銀行による審査 + c. 各銀行が組織内部で固有に行う業務監査過程を通して、時間の流れと共に、これら一般原則が如何なる変容を遂げてきたか、を述べることにあった。私見では、本文の中でも詳論してきた通り、バブル経済発生→拡大→最盛期→破裂→止めどなく拡大して行く膨大な不良債権発生→金融不安→取付 (Bank Run: ²³⁾) →巨大銀行 (巨大証券会社等を含む) 倒産、自主廃業、国有化等→メガ・バンク三行主導の民間金融新秩序形成→不良債権処理→金融不安からの脱出→金融機能回復→…にまで至る20世紀末から21世紀初頭今日までの約20年の間に第二次世界大戦後、日本が直面した様々な経済環境の中でも、未曾有の激動のひとつに言挙げ可能な事象であった。

観点を経済から法律に替えて、以下の通り、本稿を締め括る。

1. 法の機能には社会現象が展開される時代環境との闘ぎ合いとは無関係に、それぞれの事象が固有に独立して機能する諸々の要素が<普遍的に存在していること>は、なかなか考え難い。法は一般に強制力を有していることから、殊に利害関係の上で相対立する両当事者 (典型的には債権者・債務者。ここでは自然人の間で想起される紛争の発生は当然として、商事会社等の営利法人、病院・私立学校法人等非営利組織等も含まれる) 間で、然るべき「落ち着きどころ」を見出す社会的機能を担っているからである。先行研究によれば、標記然るべき「落ち着きどころ」を見出す社会的機能を発揮するためには、法が固有に有している機能-端的には「利害調整機能」-を発揮するために2つの基本的技術がある、とされる。1つは制裁/Sanction機能を規定することによって、法を遵守する (= 遵守せざるを得ない) 理由を付与することであり、いま1つは「社会が要請する諸規準を公に確認可能な仕方²³⁾で指示すること」である。
2. 殊に、後者 = 諸規準を公に確認可能な仕方²³⁾で指示することは「法とは法の個別条文とは離

21) 行論過程を丹念に見ると、当初は「規範ではない法」という用語で定義されていたものの、後に本文で掲げた「許可的²¹⁾法」という概念に修正されている。出所: Joseph Laz[1970], “The Concept of a Legal System-An Introduction to the Theory of Legal System” etc, etc

22) 与信 = 貸付, 受信 = 預金, 為替 = 送金から構成される商業銀行が固有に有する三大業務を指す。

23) https://en.wikipedia.org/wiki/Bank_run

2021年12月1日閲覧

れて存在する諸々の根拠を抽出して、社会を構成するあらゆる人間が従うべき倫理」がその前提に存在している。

以上

参考文献

〔和書〕

- 稲葉陽二 ほか編著『企業コンプライアンス』尚学社 2013年
 小川宏幸『金融制度改革 銀行ガバナンスと証券勧誘規制の展開』日本評論社 2014年
 奥島孝康 監修編『企業の統治と社会的責任』金融財政研究会 2007年
 河野勝『制度からガバナンスへ 社会科学における知の交差』東京大学出版会 2006年
 神田秀樹・森田宏樹・神作裕之 編著『金融法概説』有斐閣 2016年
 菊澤研宗『比較 コーポレートガバナンス論—組織の経済学アプローチ—』有斐閣 2004年
 竹中平蔵『構造改革の真実 竹中平蔵大臣日記』日本経済新聞出版社 2006年
 丹宗暁信 小田中聡樹 編著『構造改革批判と法の視点』花伝社 2004年
 中原隆幸編『日本経済の常識 制度からみる経済の仕組み』ナカニシヤ出版 2014年
 花崎正晴『企業金融とコーポレートガバナンス—情報と制度からのアプローチ—』東京大学出版会 2008年
 平井俊顕・深貝保則 編著『市場社会の検証 スミスからケインズまで』ミネルヴァ書房 1993年
 藤川信夫『コーポレートガバナンスの理論と実務』信山社 2004年
 藤川信夫『コーポレートガバナンスとフィンテックの制度設計の新展開—スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コード、会社法改正ならびに買収防衛策の現代的変容などに伴う新たなガバナンスとプラクティスの課題と展望—』文眞堂 2020年
 本山美彦『倫理なき資本主義の時代—迷走する貨幣欲』三嶺書房 1996年
 本山美彦『金融権力—グローバル経済とリスク・ビジネス』岩波書店 2008年

〔洋書〕

- Hufbauer, Gary Clyde & Suominen, Kati "Globalization at Risk CHALLENGES TO FINANCE AND TRADE" Yale University Press 2010 (edited by) Evannoft, D. Douglas Hoelscher, S.David Kaufman, G George "Globalization and Systemic Risk" World Scientific Studies in international Economics No.6 World Scientific, 2009

以上